

議事の経過

開議 午前10時

○佐藤倫与議長 これより本日の会議を開きます。

日程に入る前に、事務局長から諸般の報告をいたします。
事務局長。

○小松俊江事務局長 本日の出欠状況を報告いたします。

定数14人、全員出席であります。

以上で、諸般の報告を終わります。

○佐藤倫与議長 これより日程に入ります。

日程第1、議案第74号「人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件」を議題といたします。

これより本件に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○佐藤倫与議長 別に質疑もなければ質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件は、委員会への付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○佐藤倫与議長 御異議なしと認めます。よって、本件は委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○佐藤倫与議長 別に討論もなければ討論を終結いたします。

これより、議案第74号「人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件」を採決いたします。

樋口美和さんを推薦することに同意する議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○佐藤倫与議長 起立全員であります。

よって、樋口美和さんの推薦に同意することに決しました。

日程第2、議案第75号「安芸市過疎地域指定における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例」から、議案第92号「権利の放棄に関する件」までの18件を一括議題といたします。

これよりこれら18件に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○佐藤倫与議長 別に質疑もなければ質疑を終結いたします。

これより委員会付託を行います。

ただいま議題となっておりますこれら18件は、お手元に配付いたしました委員会付託表のとおり、総務文教委員会及び産業厚生委員会の各常任委員会に付託いたします。

日程第3、議案第93号「令和7年度安芸市一般会計補正予算（第4号）」から議案第96号「令和7年度安芸市下水道事業会計補正予算（第1号）」までの4件を一括議題といたします。

これら4件に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

4番 宇田卓志議員。

○4番（宇田卓志議員） 議案第93号「令和7年度安芸市一般会計補正予算（第4号）」について質問いたします。

補正予算書の5ページの繰越明許費補正について質問いたします。

繰越明許費補正とはどういう意味合いのものであるか。

年度内に使い切れなかった金を翌年に繰り越して使えるようにするという制度ということ分かっていますが、具体的に御説明お願いいたしたいと思います。

そこに載っておる追加土木費、6億4,200万円、道路メンテナンス1億8,600万円、相当大きな金ですが道路橋梁費と書いてありますが、どこのどういった費用に繰越しをするのでしょうか。

そして、その下に変更とありますが、これも道路橋梁費になってます。これが変更になってます。追加と変更がどう違うのでしょうか。そこらも分かりませんので、具体的に御説明をお願いしたいと思います。以上です。

○佐藤倫与議長 企画調整課長。

○大野 崇企画調整課長 まず私のほうからは繰越明許費補正の件について御説明いたします。

地方自治法の第213条のこれは規定に基づきまして、歳出予算に計上した経費のうち、その性質や予算成立後の事情により、これはいろいろ不測の事態があると、これは後ほど担当課から御説明いたします。

事情により、年度中に支出が終わらない見込みのある経費について、翌年度に執行できるようにするため、繰越明許費の限度額や対象事業を補正予算で追加あるいは変更することになります。

繰越明許費を新たに設定する際には、新しくやる場合には追加という表現をします。

すでに、設定してある繰越明許費の限度額のこれ増減については、事由の変更が生じる場合に変更として設定するものでございます。私のほうからは以上でございます。

○佐藤倫与議長 建設課長兼自動車道推進室長。

○近藤雅彦建設課長兼自動車道推進室長 宇田議員の御質問のうち、追加土木費、変更土木費の詳細ということで、その点についてお答えいたします。

まず追加しております8款、2項の防災安全交付金事業・道路につきましては、測量設計業務において、立会等の地権者・相続調査等に不測の期間を要したこと、また工事においては、通行規制の地元及び関係機関との協議調整や工事進入路の計画について、農地の作付け調整に不測の

期間を要したこと。また用地補償においても、交渉期間に不測の期間を要したことなどから、年度内の完了が見込めないため繰越しするものでございます。

なお、路線数につきましては、測量設計で10路線、工事で15路線、用地補償で10路線となっております。

次に道路メンテナンス事業につきましては、点検及び工事施工に際し、迂回路がないことによる地元関係機関との協議調整や県管理河川の河川協議に不測の期間を要したことから、年度内の完了が見込めないため繰越しするものでございます。

内容につきましては点検で97橋、工事で9橋となっております。

続きまして変更の8款、2項、社会資本整備総合交付金事業・道路につきましては、前回の9月議会において、あき病院球場線に係る工事請負費のみを設定しておりましたが、同事業内におけるほかの複数路線につきましても、先ほどと同じ理由で通行規制等により年度内の完了が見込めないため繰越しするものでございます。以上でございます。

○佐藤倫与議長 4番 宇田卓志議員。

○4番（宇田卓志議員） 分かりました。

繰越明許費補正についてですね、今ほど15、16の道路線があると、ほんでメンテナンスが9か所か何か所かあるということなんですが、一応それをですね、いちいち説明、質問するんじゃないし、そこそこ例えば補正予算書の概要とか、そういうところに書いておいてくれたらですね、非常に分かりやすいと思います。

金額が6億4,000万円ということになると、さてどこでどんな工事かということになりますので、大まかな、例えば主な路線名、そういったものを補正予算のところに備考欄にでも書いておいてくれたらと思います。以上です。

○佐藤倫与議長 ほかに質疑はありませんか。

5番 小松進也議員。

○5番（小松進也議員） 議案第93号「令和7年度安芸市一般会計補正予算（第4号）」について質疑をさせていただきます。

1つ目は、福祉事務所、3款、1項、1目社会福祉総務事務費、社会福祉協議会移転等補助金、998万7,000円及び第3表、債務負担行為補正追加、社会福祉協議会移転等補助金、期間、令和8年度、限度額4,600万円について、市長開会挨拶で安芸市社会福祉協議会の事務所移転等に係る支援についての説明がありました。

また、重ねて企画調整課長からは、県への移転費用と解体設計費及び解体費用の総額1億1,161万9,000円の半額を支援するとの説明がありました。

質疑としましてはまず1点、再度費用の内訳と解体する建物は社会福祉センターの会館解体だけでしょうか。また、解体後、敷地等はどのようになるのでしょうか。

次に、市長の説明にもありましたが、県が整備する多機能支援施設へのめどがつくまでは旧清水ヶ丘中学校にて事務継続をしていたとのことですが、当議案の解体する建物の解体費用は、い

つ提示があり、いつ支援決定したのか。そして解体費用の半額を補助する経緯と根拠、そして国や県の有利な支援はなかったのでしょうか。

3つ目といたしまして、解体費用にはアスベスト処理費用や物価高騰費用などは加味しているのでしょうか。また、設計から解体工事完了までを令和8年度内で完了できるのでしょうか。

以上3点をお願いいたします。

安芸市社会福祉協議会は安芸市において、我々市民のために子育て支援から高齢者支援、地域福祉活動の推進を図る非常に重要な役割を担っている民間組織と理解をしていますが、今後同じ社会福祉法人や類似団体の支援の前例となりますので、明確な御答弁をお願いいたします。

2つ目といたしまして学校教育課、10款、5項、4目、学校給食施設管理運営事業、光熱水費及び賄い材料の増ほか460万円について。

まず1点、説明では物価高騰での追加とのことですが、各種の内訳はどのようになっているのでしょうか。

また、給食費について労務や光熱費等安芸市負担で、食材費負担は生徒保護者や先生等の利用者負担と認識していますが、利用者の負担はあるのでしょうか。

市が負担する理由と、いくら負担で提供給食の量や栄養バランス、安全性等は、物価高騰前と遜色はないのでしょうか。

最後に物価高騰による増額であるのであれば、労務費の追加対応は必要ないのでしょうか。

これらの物価高騰で先立っての追加増額分は、今後予測される国の経済対策での重点支援地方交付金の対象となるのでしょうか。

併せて質問をさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○佐藤倫与議長 福祉事務所長。

○長野信之福祉事務所長 小松進也議員の御説明にお答えいたします。

まず、再度費用の内訳と解体する建物は社会福祉センターの会館解体だけでしょうかについてお答えいたします。

まず、費用面について御説明いたします。

社会福祉協議会の多機能支援施設への移転に伴い、県に負担する額は総額4,861万9,000円となっております。この負担は2か年に分けて行う予定で、今年度の負担額は1,697万4,000円、来年度の負担額は3,164万5,000円でございます。

次に、社会福祉センターの解体に要する費用でございます。

解体に係る設計委託料が300万円、実際の解体工事費が6,000万円合計6,300万円を見込んでおります。今年度、設計委託を行い、来年度に解体工事を行う予定としております。

本市の補助額といたしましては、今年度に998万7,000円、来年度に4,582万3,000円の合計5,581万円を見込んでおります。

解体の対象となる建物は社会福祉センターの会館のみでございます。

次に、社会福祉センターの解体後の敷地等はどうなるのでしょうかという御質問がございまし

た。

解体工事完了後の敷地については、市の土地になりますので、原則として建物等を撤去した更地の状態で市に返還していただくこととなります。なお解体後の土地利用などの具体的な内容につきましては、現在のところ市として方針を決定しておりません。

次に、解体する建物の解体費用はいつ提示があり、いつ支援決定したのかとの御質問がございました。

解体費用の提示につきましては、本年3月頃に社会福祉協議会から正式な提示がありました。なお支援の必要性そのものにつきましては、それ以前から数年来にわたり社協側と多機能支援施設への移転費用支援と併せて要望が寄せられており、市といたしましても、社協の財政状況や地域福祉の担い手としての役割を踏まえ、何らかの財政的支援が必要であるという一定の方向性は早い段階で共有確認していたところでございます。

その上で本年3月の解体費用提示後は支援額を安易に決めるのではなく、社協が自助努力で賄える部分と、市として公的支援が必要な部分とに切り分ける必要があると判断いたしまして、本年10月頃までの間、双方で複数回にわたり協議を重ねてきました。

これらの協議を通じて、解体に要する費用及び多機能支援施設への移転費用に対して、社協の自己資金、他財源での対応可能性、それでもなお不足する額が精査され、本年12月補正予算編成のタイミングに合わせて、その不足額が具体的かつ明確になったことから、今回の補正予算において、当該不足額を市として支援することを決定したものでございます。

次に、解体費用の半額を補助する経緯と根拠についての御質問がございました。

本年3月に解体費用の提示を受けて以降、本年10月頃までの間、継続的に協議を重ねてまいりました。その過程において、解体に要する費用に加え、多機能支援施設への移転に伴う費用、社会福祉協議会の自己資金の内容を詳しく精査し、全体の収支見通しを確認し、その結果、社会福祉協議会の負担能力や、事業継続性への影響なども勘案した上で、公費による支援として費用の半額を補助することが妥当であると判断したものでございます。

次に、国や県の有利な支援はなかったのでしょうかとの御質問がありました。

国及び県の補助金等について今回の事案に適用できる制度はありませんでした。また社会福祉協議会においても、高知県社会福祉協議会や金融機関等に対し融資制度の利用可否について相談を行ったものの、いずれの機関からも現時点で利用可能な融資はないとの回答を受けたと伺っております。

次に、解体費用にはアスベスト処理費用や物価高騰費用などは加味しているのでしょうかとの御質問がありました。

アスベストの有無につきましては、社会福祉協議会において業者による調査が実施されており、その結果アスベストは使用されていないとの報告を受けております。したがって、現時点で解体工事に伴うアスベスト処理費用等は発生しない前提で計画が立てられております。

また、物価高騰を加味した解体費用となっているかという点につきましては、社会福祉協議会

から物価高騰を見込んだ見積りであると聞いております。

最後に、設計からの解体工事完了までを令和8年度で完了できるのでしょうかという質問がありました。

社会福祉協議会からは完了すると聞いております。以上です。

○佐藤倫与議長 教育次長兼学校教育課長。

○大坪浩久教育次長兼学校教育課長 学校給食施設管理運営事業、補正額460万円についてのお尋ねについて、私のほうからは4点ほどにちょっと区分をさせていただいてお答えをいたします。

まず1つ目が物価高騰で追加をしました各種の内訳ということでございます。追加した予算の内訳としましては光熱水費が160万円、修繕料50万円、賄材料費250万円でございます。

次に、利用者負担分の賄材料費を安芸市が負担する理由説明と、幾らの負担になるかとの問いがございました。

前提としましてまず学校給食法におきまして、賄材料費の負担は原則保護者等の利用者負担とされているところでございます。

安芸市が負担する理由につきましては、現時点におきまして、国において学校給食無償化が公立小学校対象に段階的に進められる等の方針でありますとか、物価高騰に対する交付金の情報も出されておきまして、今回の補正において保護者負担を増やさない方針、考えのもと、暫定的に一般財源を充当をしたところであります。なお、文科省のほうでは自治体の裁量によって給食費の一部または全部を公費で負担することについては、可能であるとの見解がございました。

次に安芸市がいくらの負担になるかにつきましては、令和7年度分、当初から食数減少等によりまして、賄材料費の減額もございましたが、それを上回る食材費の増額を受けまして、このたび不足する250万円を補正をしております。

令和7年度の賄材料費の年額としては、約6,500万円を見込んでおきまして、給食費の収入の見込みは約5,200万円、差引き現時点で約1,300万円と試算をしております。

これによりまして現時点で小学生が1日280円、それから中学生が1日310円という計算をしておりますが、1食当たり74円の増額になるというふうに試算をしております。

ただしこの試算につきましては、当然今後も変わりますし、食育目的でやっております、「じゃこの日」、「なすの日」、それから「食育の日」と、いうように特産品などの費用も含まれております。

ただ、このたびの補正によって利用者の負担があるかということと言いますと、ございません。

それから3点目としまして、提供される給食の量や栄養バランス、安全性は物価高騰前と遜色ないかということですが、一旦、負担を市がしますので、提供する給食の量、栄養バランス、安全性等は物価高騰前と遜色はございません。

今後ふるさと納税等の一部を食材費に活用して、栄養バランスのとれたおいしい給食を子供たちに提供をしていくようにしております。

それから4点目として、物価高騰による増額であるのであれば、労務費の追加対応はないかという問いがございました。

委託先とは令和6年度から10年度までの5か年契約で今2年目が経過をしております。

来年度には川北小学校と井ノ口小学校が自校方式から給食センター方式への移行を計画しております。これによります成果といいますか人件費の抑制というものが見込まれておりますことから、現時点において労務費高騰に伴う追加対応はございません。

○佐藤倫与議長 企画調整課長。

○大野 崇企画調整課長 物価高騰で先立っての追加増加分は今後予測される国の経済対策での重点支援地方交付金の対象となるかという御質問を賜りました。

国の重点支援地方交付金につきましては、例年物価高騰による学校給食費の負担軽減や教育環境の維持確保に資する経費が対象メニューとして示されているところでございまして、今回の増額分も対象となる可能性はあると認識をしております。

ただし現時点では、令和7年度補正における国の具体的な対象経費や配分ルールが最終的にまだ示されていないため、確実に対象になるというふうにはちょっと明言できない状況にございます。国の交付金メニューが示され次第、内容を精査し対象となる場合には、後から財源の組替えを行い、市の一般財源の縮減を図ることといたしております。以上でございます。

○佐藤倫与議長 以上でいいですか。

○5 番（小松進也議員） はい。

○佐藤倫与議長 ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○佐藤倫与議長 ほかに質疑もなければ質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっておりますこれら4件につきましては委員会への付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○佐藤倫与議長 御異議なしと認めます。よってこれら4件については委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○佐藤倫与議長 別に討論もなければ討論を終結いたします。

これより、議案第93号「令和7年度安芸市一般会計補正予算（第4号）」を採決いたします。本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○佐藤倫与議長 起立全員であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第94号「令和7年度安芸市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○佐藤倫与議長 起立全員であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第95号「令和7年度安芸市水道事業会計補正予算（第1号）」を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○佐藤倫与議長 起立全員であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第96号「令和7年度安芸市下水道事業会計補正予算（第1号）」を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○佐藤倫与議長 起立全員であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

明日から15日まで休会とし、16日午前10時再開いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

散会 午前10時33分